

定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。）千分の百八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百九十二に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の五十四に相当する税額に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百四十六に相当する税額のたばこ税

三 税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の三十三に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百六十七に相当する税額のたばこ税

（担保の提供）

第十三条 たばこ税法第二十二条第一項、第二項又は第四項の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

4 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十二条第三項後段又は第二十三条第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

5 たばこ税法第二十三条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

（延滞税）

第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十号）の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の百八に相当する税額及び千分の八百九十二に相当する金額をそれぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

6 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の百八」とあるのは「千分の五十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百四十六」とする。

7 税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定

4 第十二条第一項の規定は、第一項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税）

第十五条 前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第十二条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を納付する場合について準用する。（還付及び充当）

第十六条 たばこ特別税に係る過誤納金は、たばこ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の八百九十二に相当するたばこ特別税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の八百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があつたものとする。

4 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一條第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。（還付加算金）

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合には、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百八に相当する金額の適用については、同項中「千分の百八」とあるのは「千分の三十三」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百六十七」とする。

(国税収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例)

第

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第二十六条 第二十四条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十年十二月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

(手持品課税等)

第三条 平成十年十二月一日(以下「指定日」という。)に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。)が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応

<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によるこの法律の施行後によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)</p>	<p>定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)</p>
<p>第一百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p>	<p>この法律の施行による改正前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)</p>

<p>第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p>	<p>この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から四まで 略</p> <p>五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日から第百五条までの規定</p> <p>百五条までの規定</p>
<p>第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。</p> <p>(納税環境の整備に向けた検討)</p>	<p>この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p>

<p>附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>一九号</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 附則第二十一条の規定 公布の日又は経渋社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四号)の施行の日</p> <p>のいづれか遅い日</p>
<p>附 則 (平成二十六年三月三一日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>

<p>第一百四十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によるこの法律の施行後によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(この法律の公布の日が平成二十六年三月三一日まで千本につき六百二十四円)</p>	<p>この特別税の税率は、前条第一号に定める税率とする。</p> <p>たばこ特別税の税率は、前条第一号に定める税率とする。</p> <p>たばこ特別税に係る未納税移出等に関する経過措置</p>
<p>第一百四十五条 附則第五十一条第一項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前条第一号に定める税率とする。</p> <p>たばこ特別税に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前条第一号に定める税率とする。</p>	<p>この法律の施行による改正前の特別措置法(以下この項において「旧特別措置法」という。)第十一条第二項及び第三項、第十二条第二項(第一号に係る部分に限る)、第十四条第一項及び第四項、第十五条、第十六条第一項から第三項まで、第十七条第一項中「第十一项第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税によるたばこ特別税及びたばこ税」と、「又は手持品課税によるたばこ特別税及びたばこ税」と「これら</p>

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

二 第八条の規定（同条中国税通則法第十九 イからハまで 略

条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十一条の二（見出しを含む。）の改正規定及

び同法第七十一条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三

項、第一百五条、第一百六条、第一百八条から第百四十四条まで、第一百十八条、第一百二十四

条、第一百二十五条、第一百二十九条から第一百三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三

十六条の規定 罰則に関する経過措置)

四十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この條において

（同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場

日本におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につれては、なお前述の例に付

の監視の通月にいりて、お詫びの儀

四十一條 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令
で定む。

この法律の施行は関し必要な経過措置は政令で定める。

平成三十一年法律第十号抄

施行期日 条 この法律は、平成三十年四月一日から施

該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

及び二略
第一次に掲げる規定
平成三十年十月一日

イ 第六条の規定（同条中たゞ二税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改

正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）並びに附則第四十六条から第五十一

条まで、第一百三十条、第一百三十一条及び第一百三十五条（所得稅法等の一部を改正する

法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十条、第五十一条第四項、第五十二条第十五

二項及び第十三項、第一百三条第三号並びに
第一百五条の改正規定に限る。)の規定

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財原の確保に係る特別措置に関する法律の一部

改正に伴う経過措置)

元月三十日までの間における前条の規定による

改正後の一般会計における債務の承繼等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(以下この条において「新特別措置法」という。)の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新特別措置法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句

令三九三日で

附 則 (平成三一年三月二九日法律第六号)
（施行期日）抄
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

（施行期日）抄
附則（平成三十一年三月二十九日法律第六
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和元年十月一日

六 イ 略

口 第十一条中租税特別措置法第八十七条の三第一項の改正規定及び同法第八十八条の二第一項の改正規定（「二万二千円」を「二万二千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第八十条、第八十一条及び第一百条（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成三十年法律第二百三十七号）第十九条の改正規定を除く。）の規定

次に掲げる規定 令和二年一月一日

口 第十条中国税連則法第七十四条の五の改正規定、同法第七十四条の七の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の八の改正規定、同法第七十四条の十二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定（「。」は「。以下この条において同じ。」は「。」に、「。」の氏名）を「。以下この条において同じ。」の氏名に、「名称」を「名称。次条及び第七十四条の十三条の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分を除く。）、同法第一百十三条の二第一項の改正規定及び同法第一百二十八条第三号の改正規定並びに附則第二十七条第二項、第一百条（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九条の改正規定に限る。）及び第一百一条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）第三十二条の改正規定及び同法第六十二条第一項の改正規定に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）
第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条におい

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号)抄

(施行期日) 第一百六十六条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一次に掲げる規定 令和二年十月一日

ハ 第十五条中租税特別措置法第八十八条のイ及びロ 略

二第一項の改正規定(「一万二千五百円」

を「一万三千五百円」に改める部分に限る。)並びに附則第一百十条及び第一百四十条

の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

附 則 (令和三年三月三一日法律第一号)抄

(施行期日) 第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

四 第七条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定(「一万三千五百円」を「一

万四千五百円」に改める部分に限る。)並びに附則第七十九条及び第一百二十四条の規定

令和三年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)この附則に規定するものによる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日) 第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 第七条の規定並びに附則第十五条及び第六十五条の規定

三 次に掲げる規定 令和六年十月一日

イからハまで 略

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号)抄

(施行期日) 第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

四十八条规定するものによる場合におけるこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)